

平塚市監査委員	市川	喜久江
同	井澤	郁人
同	片倉	章博
同	金子	修一

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象範囲及び対象部課（対象団体）

令和3年度の公の施設の指定管理について、次の施設に関する監査対象部課及び対象団体（指定管理者）の義務の履行並びにその出納その他の事務事業の執行等

(1) 旧横浜ゴム平塚製造所記念館

対象部課：社会教育部 社会教育課

対象団体：八幡山の洋館運営管理共同事業体

(2) 湘南ひらつかパークゴルフ場、土沢野球場、土沢多目的広場

対象部課：社会教育部 スポーツ課

対象団体：湘南ひらつかパークゴルフ場運営グループ

2 監査の実施期間

令和4年9月1日から10月24日まで

3 監査の方法及び監査項目

監査対象部課及び対象団体から指定に係る文書、書類等の提出を求め、指定管理の目的に沿った事業が行われたか、事業報告・決算諸表に記載された数値は正確であったか、事務処理は良好になされているか等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

- (1) 指定手続き
- (2) 協定書
- (3) 指定管理料
- (4) 施設の管理
- (5) 業務の履行
- (6) 利用料金
- (7) 指定管理者の出納

4 関係書類

(対象部課分)

指定管理者の指定手続きに関する書類、管理の協定等、管理経費に関する書類及び事業報告書の点検に関する書類等

(対象団体分)

事業計画書及び事業報告書、管理経費に関する書類、金銭出納帳、収入・支払伝票及び団体の経理関係規程等

5 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

(1) 旧横浜ゴム平塚製造所記念館

対象部課：社会教育部 社会教育課

対象団体：八幡山の洋館運営管理共同事業体

ア 下記の指摘事項を除く対象部課においての指定管理者の指定手続、管理の協定その他の事務の執行及び対象団体（指定管理者）においての管理の協定等に基づく義務の履行に係る出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていた。

イ 次の指摘事項については基本協定書等に基づき適切に対処されたい。

○ 指摘事項

- ・ 業務内容説明書において規定されている対象部課で実施すべき大規模改修について、建物附帯の地中水道管修繕が未対応であった。漏水箇所を特定して最少経費で修繕を実施するために、過年度において調査等を実施していたことは理解するところであるが、健全な経費執行のため、市として速やかに対応されたい。
- ・ 対象部課において、対象団体から受理する月間業務報告書に添付すべき第三者に再委託した内容の報告及び収支状況が確認できる書類を受理していなかったため、適切に対処するよう対象団体を指導するとともに、確認体制を強化されたい。
- ・ 対象団体において、月間業務報告書に添付すべき第三者に再委託した内容の報告及び収支状況が確認できる資料を提出していなかったため、適切に対処されたい。

ウ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・ 備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・ 土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
旧横浜ゴム平塚製造所記念館	○ 指摘事項 建物附帯の地中水道管に一部漏水が発生している状態が認められた。

(2) 湘南ひらつかパークゴルフ場、土沢野球場、土沢多目的広場

対象部課：社会教育部 スポーツ課

対象団体：湘南ひらつかパークゴルフ場運営グループ

ア 下記の指摘事項を除く対象部課においての指定管理者の指定手続、管理の協定その他の事務の執行及び対象団体（指定管理者）においての管理の協定等に基づく義務の履行に係る出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていた。

イ 次の指摘事項については基本協定書等に基づき適切に対処されたい。

○ 指摘事項

- ・ 対象部課において、対象団体から受理する月間業務報告書及び年間業務報告書に添付の収支状況等について、記載金額誤りが見受けられたので適切に対処するよう対象団体を指導するとともに、確認体制を強化されたい。
- ・ 対象団体において、月間業務報告書及び年間業務報告書に添付の収支状況等について、記載金額誤りが見受けられたので、適切に対処されたい。
- ・ 対象団体において、基本協定書に定めたアンケートが未実施の施設があった。業務内容説明書においては、自らの責任と費用により実施するものではあるが、利用者の意見や要望を把握するために必要な事項であることから、協定に則した執行に努められたい。
- ・ 対象団体において、小口現金出納帳への記載誤りがあったので、確認体制を強化されたい。

ウ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・ 備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・ 土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
湘南ひらつか パークゴルフ場	良好に管理されていた。

以 上